

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	杉 村	幸太郎
同	森 山	よしひさ

住民監査請求について（通知）

令和 5 年 1 月 16 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

また、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民訴訟は監査請求の対象とした違法な行為又は怠る事実についてこれを提起すべきものとされているのであつて、当該行為又は当該怠る事実について監査請求を経た以上、訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないと解されることから、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。（最高裁昭和 62 年 2 月 20 日判決）

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した。

本件請求において、請求人は、夢洲地区の一部の土地について、本市を賃貸人、大阪 I R 株式会社を賃借人として、両者の間で締結を予定している事業用定期借地権設定契約（以下「本件契

約」という。)について、その賃料が違法不当な不動産鑑定評価に基づいて決定された著しく廉価なものであり、本件契約は違法不当な財務会計上の行為であるとして、その締結差止めを求めているところ、請求人は、令和4年5月11日提出の住民監査請求書によって、既に本件契約について契約締結の差止めを求める監査請求(以下「第1請求」という。)を行っている。請求人は、第1請求と本件請求で異なる違法不当事由を摘示しているが、第1請求について監査請求を経た以上、後続する住民訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されておらず、違法事由が異なるごとに別個の監査請求を繰り返すことを認める必要も実益もないのであって、第1請求と同一の財務会計上の行為を対象とする本件請求を行うことは認められない。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断した。